

## こんな時だからこそ



4月24日、庄内町ボランティアの会が庄内厚生館デイサービスセンター長宝を訪れ、その姿を絵に描くと疫病が止むという伝説がある「アマビエ」に扮し、手作りマスクを配りました。皆さんうれしそうにマスクを着用し、笑顔を見せていました。



## 市内事業者を対象にした支援のお知らせ

新型コロナウイルス感染症の影響による売上減少により、事業継続が困難となっている市内中小企業者を対象に支援を行っています。

### ●支援の種類

- ①店舗等賃料支援金 [対象経費・支援金額] 市内の店舗等の物件に係る賃料3ヵ月分、月額賃料の2分の1補助  
1事業者につき上限21万円(上限7万円/月)
- ②緊急給付金 [給付金額] 1事業者につき10万円

### ●対象者

1. 次のいずれかに該当する中小企業者  
(ア) 市内に本店または主たる事業所を有する法人  
(イ) 市内に主たる事業所と住所を有する個人事業主
2. 新型コロナウイルスの影響により、令和2年2月～6月のうち1ヵ月の売上高等が前年同月と比較して15%以上減少している方
3. 令和2年1月末に納期限が到来する市税を完納している方
4. 事業用に店舗等の物件を賃借して、令和2年6月まで市内の事業所を有し、かつ、事業継続や雇用の維持の意思を有している方(①店舗等賃料支援金申請の場合)
5. 事業継続や雇用の維持の意思を有している方(②緊急給付金申請の場合)

### ●申請書類

1. 申請書兼請求書(様式第1号) ※①と②は別々の様式です。
2. 市内に事業所を有することおよび売上高等が確認できる書類(直近の確定申告書の写し)
3. 減収月の事業収入額を示した帳簿の写し
4. 振込口座の通帳の写し
5. 賃貸借契約書の写し、またはそれに準ずる月額賃料が確認できる書類(①店舗等賃料支援金申請の場合)

### ●提出先(感染拡大防止のため、原則として郵送申請にご協力ください)

- ①商工観光課 〒879-5498 由布市庄内町柿原302番地
  - ②由布市商工会 〒879-5421 由布市庄内町柿原207番地4
- ※①と②両方の申請はできません。どちらか一方のみの申請になりますのでご注意ください。

※郵送が困難な場合は、次の窓口まで書類をお持ちください。

- ①本庁舎 本館2階健康増進室 ②由布市商工会(庄内本所)

※受付時間は土日・祝日を除く平日の午前9時～午後5時です。

※詳細は、由布市公式ホームページをご覧ください(申請書兼請求書のダウンロードもできます)

◎この他、市内事業者が、県の融資制度「新型コロナウイルス感染症緊急対策特別資金」の借入れをした場合に、融資額1,000万円までに対するの支払い利子を3年間全額補給する制度もあります。詳しくはお問い合わせください。

### ●問い合わせ 商工観光課 ☎097-582-1304

## 新型コロナウイルス感染症に便乗した悪質商法にご注意ください

新型コロナウイルス感染症に便乗した消費者トラブルが発生していますので、十分注意してください。正確な情報に基づいて、冷静に対応しましょう。

**事例** 封筒に入った使い捨てマスク30枚が宅配便で届いた。家族も全く心当たりがない。連絡しようにも電話番号の表記もない。請求書は入っていないが、どうすればよいか。

### 【対処法】

頼んだ覚えのない品物が届き代金を請求されたら、「送り付け商法(ネガティブオプション)」のトラブルが考えられます。「送り付け商法」は、特定商取引法で規制されており、商品を受け取ってから14日間、または商品の引き取りを事業者伝えてから7日間保管し、その間に事業者の引き取りがなければ、消費者が自由に処分することができます。商品を送り返す必要も、代金を支払う必要もありません。詳しくは、消費生活センターにお問い合わせください。

今後、新たな手口の勧誘が行われる可能性があります。少しでもおかしいと感じたら、一人で悩まずにご相談ください。

### ●問い合わせ 由布市消費生活センター(商工観光課内) ☎097-582-1298

## 徴収猶予の「特例制度」制度が創設されました

新型コロナウイルスの影響により収入(個人・法人)に相当の減少があった方は、最大1年間、市税の徴収の猶予を受けることができるようになりました。担保の提供は不要で、猶予した期間の延滞金が免除となります。

### ●対象となる方

次のいずれも満たす納税者・特別徴収義務者(個人法人の別、規模は問わず)が対象です。

- ①新型コロナウイルスの影響により、令和2年2月以降の任意の期間(1ヵ月以上)において、収入が前年同期に比べておおむね20%以上減少していること。
- ②一時に納付し、または納入を行うことが困難であること。  
※「一時に納付し、または納入を行うことが困難」かの判断については、少なくとも向こう半年間の事業資金を考慮に入れるなど、申請される方の置かれた状況に配慮し適切に対応します。

### ●対象となる税

令和2年2月1日から令和3年1月31日までに納期限が到来する市税が対象です。

これらのうち、すでに納期限が過ぎている未納の市税(他の猶予を受けているものを含む)についても、遡ってこの特例を利用することができます。なお、徴収の猶予によっても市民税の納付が著しく困難な場合は、減免制度もありますので、税務課課税係へご相談ください。

### ●申請手続等

令和2年6月30日または、納期限(納期限が延長された場合は延長後の期限)のいずれか遅い日までに申請

[申請書] 各庁舎窓口または、由布市公式ホームページからダウンロードできます。

[添付書類] 収入や現預金の状況が分かる資料

※資料の提出が難しい場合は、税務課課税係へご相談ください。

### ●提出先 税務課・湯布院振興局地域振興課・挾間振興局地域振興課

※提出は郵送でも受け付けます。なお、記入内容に不明な点がある場合は、職員が電話等で内容確認を行うことがあります。

### ●問い合わせ 税務課課税係 ☎097-582-1111(内線1116)

## 税務署でのご相談はご予約を

税務署でのご相談は、事前に予約をお願いします。

国税については、面談による相談を希望される場合や相談内容により電話等での回答が困難な場合には、電話等で事前に相談日時等ご予約いただいた上で、所轄の税務署においてご相談をお受けしています。

ご予約の際には、お名前・ご住所・相談内容等をお伺いします。

### ●新型コロナウイルス感染症の影響により、申告や納付が困難な方へ

令和元年分の申告所得税などの確定申告について、新型コロナウイルス感染症の影響により、申告期限の令和2年4月16日までに申告することが困難であった方は、期限を区切らずに、4月17日以降であっても、柔軟に確定申告書を受け付けることとしています。

4月17日以降の申告所得税などの申告相談は、納税者の皆さまにお待ちいただくことなくスムーズに申告できるよう、原則として、事前予約制により実施していますので、事前に税務署に連絡の上、来署いただくようお願いいたします。

なお、新型コロナウイルス感染症の発生に伴い、財産に相当の損失を受けた場合や、売上の急減により納付資金が著しく低下した場合など、所定の要件に該当するときは、税務署に申請することにより、納付の猶予制度が適用される場合があります。制度に関する詳しい内容や、申請に必要な書類などについては税務署にお尋ねください。

### ●問い合わせ 大分税務署 ☎097-532-4171 ※自動音声案内



## 国保からのお知らせ 令和2年度の国民健康保険税が決まりました

市の国民健康保険の財政は、医療費の増大や高齢化の進展などにより大変厳しい状況が続いています。将来にわたって財政運営が維持できるよう、加入者の皆さまのご理解とご協力をお願いします。

### ●令和2年度の国民健康保険税が決まりました

※保険税率 A + B + C (40歳～64歳) = 年度の国民健康保険税

※賦課限度額について、医療保険分が61万円から63万円に、介護保険分が16万円から17万円に引き上げられました。

|                          | A：医療保険分 | B：後期高齢者支援分 | C：介護保険分(40歳～64歳) |
|--------------------------|---------|------------|------------------|
| 所得割率(世帯の被保険者の前年所得に応じて計算) | 9.65%   | 3.00%      | 2.20%            |
| 平等割額(1つの世帯に係る額)          | 20,600円 | 8,000円     | 4,300円           |
| 均等割額(世帯の被保険者数1人につき加算)    | 25,400円 | 7,000円     | 8,100円           |
| 賦課限度額                    | 63万円    | 19万円       | 17万円             |

※前年所得とは、前年の総所得金額等から基礎控除額(33万円)を差し引いた金額のことでです。

### ●保険税軽減措置の拡充

軽減を判定する際の所得基準額が引き上げられました。世帯の合計所得により保険税の平等割・均等割部分が減額されます。

| 平等割・均等割 | 5割軽減になる世帯             | 2割軽減になる世帯           |
|---------|-----------------------|---------------------|
| 令和元年度   | (33万円+28万円×被保険者数)以下   | (33万円+51万円×被保険者数)以下 |
| 令和2年度   | (33万円+28.5万円×被保険者数)以下 | (33万円+52万円×被保険者数)以下 |

※被保険者数には同じ世帯の中で国民健康保険の被保険者から後期高齢者医療の被保険者に移行した者を含む。

◇納税通知書は6月中旬に世帯主あてに送付します。

(世帯主が社会保険加入者でも世帯員の中に国保加入者がいる場合は保険税の納付書は世帯主あてに送付されます)

◇納付書または口座振替の方は、6月末を第1期とし、翌年3月までの10回の納期限で納付してもらいます。

(国保被保険者65歳以上75歳未満の方で一定の要件に当てはまる方は原則として年金からの天引きとなります)

◇コンビニエンスストアでも納付できます。

※保険税の納付は簡単便利な口座振替をご利用ください。

### ●国民健康保険税の減免について

新型コロナウイルス感染症の影響により、一定程度収入が減少した世帯に対して、国民健康保険税を減免する制度があります。減免には申請が必要ですので、詳しくはお問い合わせください。下記に当てはまる場合は、国民健康保険税が減免されます。

- ①新型コロナウイルス感染症により、主たる生計維持者が死亡または重篤な傷病を負った世帯
- ②新型コロナウイルス感染症の影響により、主たる生計維持者の事業収入、不動産収入、山林収入または給与収入(以下「事業収入等」)の減少が見込まれ、次のア～ウまでの全てに該当する世帯

|      |   |
|------|---|
| (要件) | ア 事業収入等のいずれかの減少額が前年の当該事業収入等の額の10分の3以上であること        |
|      | イ 前年の合計所得金額が1,000万円以下であること                        |
|      | ウ 減少することが見込まれる事業収入等に係る所得以外の前年の所得の合計額が400万円以下であること |

●問い合わせ 保険課 ☎097-582-1121

## 児童手当現況届の提出はお済みですか？

現況届は、児童手当を受給している人が、6月分以降も引き続き受給要件を満たしているかどうか、6月1日現在で確認するものです。現況届を提出しないと、6月分以降の児童手当を受けられなくなることがあります。※現況届は5月末に受給者宛てに送付しています。ただし、令和2年5月以降に初めて由布市で認定請求した方(5月以降に第1子が生まれた方、由布市へ転入した方等)は、今年度の届け出を省略できるため、提出の必要はありません。

提出が遅れると、定例月に支給できない場合があります。また、2年間提出がない場合は、児童手当の受給権が消滅します。昨年度未提出の方は、2年分の届け出が必要です。昨年の6月以降手当が支給されていない方はご注意ください。

### ●提出方法

お送りしている現況届に同封の「令和2年度児童手当等現況届の提出について」を確認の上、必要書類を忘れないよう郵送、もしくは最寄りの庁舎窓口に提出してください。現況届には、受給状況を印字していますが、内容に変更等がある方は必ず朱書き訂正をしてご提出ください。用紙等をなくした方、必要書類が不明な方はお問い合わせください。

●問い合わせ 子育て支援課 ☎097-582-1262

## 水害・土砂災害に警戒しましょう

### 避難情報について

水害、土砂災害の危険性が高まった場合、「警戒レベル」を用いた避難情報を発令します。「警戒レベル③、④」が発令された地域で、身の回りに危険な場所がある場合は速やかに避難してください。また、避難先は小中学校や公民館だけではなく、安全な親せき・知人宅に避難することも考えてみましょう。

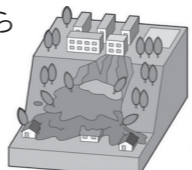
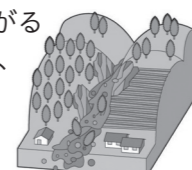

| 警戒レベル  | 避難行動等   | 避難情報等   |
|--------|---|---|
| 警戒レベル5 | 既に災害が発生している状況です。<br>命を守るための最善の行動をとりましょう。  | 災害発生情報 市町村が発令<br>※災害が実際に発生していることを把握した場合に、可能な範囲で発令       |
| 警戒レベル4 | 速やかに避難先へ避難しましょう。<br>危険な場所から全員避難   | 避難勧告<br>避難指示(緊急)市町村が発令<br>※地域の状況に応じて緊急的または重ねて避難を促す場合に発令 |
| 警戒レベル3 | 避難に時間を要する人(高齢の方、障がいのある方、乳幼児等)とその支援者は避難をしましょう。その他の人は、避難の準備を整えましょう。<br>危険な場所から高齢者等は避難 | 避難準備・高齢者等避難開始 市町村が発令                                    |
| 警戒レベル2 | 避難に備え、ハザードマップ等により、自らの避難行動を確認しましょう。  | 洪水注意報<br>大雨注意報等 気象庁が発令                                  |
| 警戒レベル1 | 災害への心構えを高めましょう。   | 早期注意情報 気象庁が発令   |

※各種の情報は、警戒レベル1～5の順番で発表されるとは限りません。状況が急変することもあります。

### 土砂災害について

長雨や大雨の場合に次のような現象が起きたら、土砂災害の前兆かもしれません。

#### 【土砂災害の種類と前兆】

| 地すべり  | 土石流   | がけ崩れ   |
|---|---|--|
| <ul style="list-style-type: none"> <li>●地面にひび割れができる</li> <li>●井戸や沢の水がにごる</li> <li>●がけや斜面から水が噴き出す</li> </ul>  | <ul style="list-style-type: none"> <li>●山鳴りがする</li> <li>●雨が降り続くのに川の水位が下がる</li> <li>●川がにごったり、流木が流れる</li> </ul>  | <ul style="list-style-type: none"> <li>●がけからの水がにごる</li> <li>●がけに亀裂が入る</li> <li>●小石が落ちてくる</li> <li>●がけから音がする</li> </ul>  |

●地すべり…土地の一部が地下水などに起因してすべる現象、またはこれに伴って移動する現象です。

●土石流…長雨や集中豪雨などによって山や川の石や土砂が時速20～50kmという速さでいきなり下流へ押し流される現象です。

●がけ崩れ…長雨や集中豪雨によって斜面が突然崩れ落ちる現象です。

上記のような前兆現象を発見した場合には、決して近寄らずに安全な場所へ避難し、ご連絡ください。

・防災安全課……………☎097-582-1140

・挾間振興局地域振興課……………☎097-583-1111

・庄内振興局地域振興課……………☎097-582-1111

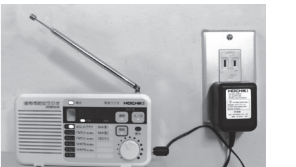
・湯布院振興局地域振興課……………☎0977-84-3111

土砂災害の多くは、雨が原因となって起こります。地域によって異なりますが、雨の量が1時間に20mm以上、または降り始めから100mm以上の雨が続いたら注意が必要です。また、雨が上がった後でも災害が起こることもありますので、十分な警戒が必要です。テレビやラジオ、インターネット等で正しい情報を集めて、明るいうちに避難できるよう心がけましょう。

### 防災ラジオの起動試験のお知らせ

6月29日(月) 午後0時5分～

由布市防災ラジオの受信状況や動作確認を行うため、起動試験放送を実施します。防災ラジオの電源の確認と、受信状態の確認をお願いします。



●問い合わせ 防災安全課 ☎097-582-1140

## 自立支援医療受給者証（更生医療・育成医療・精神通院医療）の有効期間の延長について

新型コロナウイルス感染症の感染状況を考慮し、自立支援医療（更生医療・育成医療・精神通院医療）の再認定の手続きに必要な診断書の取得のみを目的とした受診を回避するため、自立支援医療受給者証（更生医療・育成医療・精神通院医療）の有効期間が1年間延長されます。

### ●対象者

令和2年3月1日から令和3年2月28日までの間に有効期間が満了する自立支援医療受給者証（更生医療・育成医療・精神通院医療）をお持ちの方

### ●受給者証の取り扱い

有効期間を延長するために、市役所で手続きをする必要はありません。現在お持ちの受給者証の有効期間が切れた場合は、有効期間を1年間延長したものと読み替えて、引き続きご利用できます。

### ●注意事項

- ・住所、氏名、健康保険、自己負担限度額、病院等が変更になる場合は、手続きが必要です。
- ・郵送での変更手続きも可能です。

### ●問い合わせ

更生医療・育成医療・・・福祉課障がい福祉係 ☎097-582-1265  
精神通院医療・・・・・・健康増進課 ☎097-582-1120

## 有料道路における障がい者割引の有効期限の延長について

新型コロナウイルス感染症の影響で、窓口での有効期限の更新手続きが困難な方がいることから、次のとおり特例措置が実施されています。

### ●内容

令和2年3月1日から令和2年7月30日までの間に障がい者割引の有効期限を迎える方の有効期限が令和2年7月31日に延長されます。

### ●申し出等の方法

特例措置を受けるために、市役所での手続きは必要ありません。

【手帳の提示により割引を利用される場合】

手帳を提示する際、料金所係員に更新手続きが済んでいない旨を申し出て、確認を受けてください。料金の支払い後に申し出た場合は、割り引きになりませんので、ご注意ください。

【ETCにより割引を利用される場合】

対象となる方は、有料道路ETC割引登録係で有効期限の延長登録を行います。ご自身による申し出は必要ありません。

### ●注意事項

- ・特例措置は、令和2年7月31日まで適用されます。それ以降は、有効期限は延長になりませんので、令和2年7月31日までに有効期限の更新手続きを行ってください。
- ・登録情報（車両番号やETCカード番号等）が変更になった場合は、手続きが必要です。
- ・令和2年7月31日までは、郵送での手続きも可能です。詳細についてはお問い合わせください。

●問い合わせ 福祉課障がい福祉係 ☎097-582-1265



## 令和2年度介護保険料について

6月中旬頃、令和2年度介護保険料を前年1月～12月の年金や所得金額をもとに決定し、決定内容を通知書でお知らせします。通知内容についてご不明な点等ございましたら、お問い合わせください。

### ●令和2年度 介護保険料額について

| 段階        | 対象者   | 率(%) | 年間保険料額   |
|-----------|---|------|----------|
| 第1段階      | 生活保護受給者<br>住民税世帯非課税で、本人が老齢福祉年金受給者<br>住民税世帯非課税で、本人の合計所得金額+課税年金収入額が80万円以下 | 0.3  | 23,346円  |
| 第2段階      | 住民税世帯非課税で、本人の合計所得金額+課税年金収入額が80万円超120万円以下                                | 0.5  | 38,910円  |
| 第3段階      | 住民税世帯非課税で、本人の合計所得金額+課税年金収入額が120万円超                                      | 0.7  | 54,474円  |
| 第4段階      | 住民税世帯課税のうち本人が住民税非課税で、本人の合計所得金額+課税年金収入額が80万円以下                           | 0.9  | 70,038円  |
| 第5段階(基準額) | 住民税世帯課税のうち本人が住民税非課税で、本人の合計所得金額+課税年金収入額が80万円超                            | 1.0  | 77,820円  |
| 第6段階      | 本人が住民税課税で、本人の合計所得金額が120万円未満   | 1.2  | 93,384円  |
| 第7段階      | 本人が住民税課税で、本人の合計所得金額が120万円以上200万円未満                                      | 1.3  | 101,166円 |
| 第8段階      | 本人が住民税課税で、本人の合計所得金額が200万円以上300万円未満                                      | 1.5  | 116,730円 |
| 第9段階      | 本人が住民税課税で、本人の合計所得金額が300万円以上500万円未満                                      | 1.7  | 132,294円 |
| 第10段階     | 本人が住民税課税で、本人の合計所得金額が500万円以上   | 1.9  | 147,858円 |

※実際に納める年間保険料額は、100円未満を切り捨てた金額になります。

●問い合わせ 高齢者支援課介護保険係 ☎097-582-1111（内線2132）

## 障がい者福祉券の支給が現金支給に変わります

### ●目的

由布市に居住する障がいのある方に対し、給付金を支給することにより、障がいのある方の福祉の向上に資することを目的とします。

### ●支給対象者

由布市に住民登録され、引き続き1年以上居住している身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳のいずれかの交付を受けている方。

※居住期間の基準日は、9月1日です。

### ●支給額

5,000円（年額）

※昨年度までは商品券を支給していましたが、今年度から現金振り込みとなります。

### ●支給時期および方法

9月中旬頃、指定された口座に振り込みます。

※7月上旬に振込先口座を確認するための文書をお送りしますので、ご回答のうえ返送してください。

●問い合わせ 福祉課 ☎097-582-1265



## 在宅高齢者住宅改造助成事業のお知らせ

在宅の高齢者等がいる世帯が、住宅設備をその在宅高齢者に適するように改造（バリアフリー）する経費を助成します。

### ●対象者

①～③の全てに該当する世帯が助成対象です。

①市内に3ヵ月以上住所を有する、次のいずれかに該当する世帯

- ・介護保険の要介護認定において、要支援・要介護と認定された在宅の高齢者がある世帯
- ・住宅改造が必要と認められる、在宅の75歳以上の高齢者がある世帯
- ・在宅の高齢者のみの世帯

②世帯の生計中心者の前年の所得金額が200万円未満

③在宅高齢者の年齢が、おおむね65歳以上

### ●条件

- ・原則として、増築を伴わないこと
- ・公営住宅でないこと
- ・これまでに本事業の助成を受けていないこと
- ・介護保険の住宅改修の給付対象となる改造がある場合には、その給付を受けること

### ●助成額

・助成対象限度額については60万円とし、その3分の2の額  
※他制度と併用の場合は、この限りではありません。

### ●事業の流れ

1. 下記申請書提出先で申請を行います（未着工の工事に限ります）。
2. 市の補助金交付決定後、工事に取りかかります。
3. 工事終了後、補助金を交付します。

### ●申請期間

・7月1日(水)～8月31日(月)

※予算の上限に達し次第、本年度の受け付けを終了する場合があります。

※詳しくはお問い合わせください。

### ●申請書提出先

- ・高齢者支援課介護保険係
- ・挾間振興局地域振興課福祉係
- ・湯布院振興局地域振興課福祉係

### ●問い合わせ

高齢者支援課介護保険係 ☎097-582-1111（内線2111）



## 人権なんでも相談所開設

ぜひ悩みを聞かせてください。秘密は守ります。なお、相談は無料で予約は不要です。

- 日時 7月9日(木) 午前10時～午後3時
- 場所 湯布院福祉センター 小会議室
- 相談内容 差別を受けた、暴行・虐待を受けた、セクハラ・パワハラを受けた、いじめ・体罰を受けた、名誉毀損・プライバシー侵害を受けたなどの人権問題  
新型コロナウイルス感染症に関連する人権問題
- 担当者 人権擁護委員
- 相談専用電話  
 みんなの人権110番 ☎0570-003-110  
 子どもの人権110番 ☎0120-007-110  
 女性の人権ホットライン ☎0570-070-810
- 問い合わせ 大分地方務局人権擁護課  
☎097-532-3161

## 成年年齢引き下げ後の由布市成人式について

民法改正により令和4年4月から成年年齢が引き下げられますが、由布市では民法改正後も従来どおり「20歳」を対象とし、名称を「成人式～二十歳のつどい～（仮称）」として開催します。

また、開催時期についても従来どおり成人の日（1月第2月曜日）の前日の日曜日とします。

令和元年度に行った「成人式開催アンケート結果」については、由布市公式ホームページに掲載していますのでご覧ください。

- 問い合わせ 社会教育課 ☎097-582-1203

## 高齢者世帯のリフォームを支援します

高齢者の暮らしの安全確保を図るため、高齢者世帯が居住する住宅のリフォームや増築を支援します。

- 世帯要件
  - ・65歳以上の高齢者がある世帯
  - ・世帯員全員の前年の所得総額が350万円未満（高齢者と高齢者以外からなる世帯については、公的年金等を除く）
- 対象工事
  - ・高齢者用の寝室等の増築、間取り変更
  - ・床の段差解消、スロープや手すり等の設置
  - ・便所、浴室改修 等
- 補助額 補助対象工事費の20%（最高30万円）で30万円未満の工事は補助対象外です  
※施工者が由布市内の事業所・事業者の場合は、補助率30%（最高45万円）となります。
- 受付期間 7月1日(水)～8月31日(月)  
※予算がなくなり次第受付終了とします。  
※事前着工は対象になりません。
- 注意事項
  - ・申請希望の方は**工事着工前に必ず事前相談**ください。
  - ・三世帯同居支援型、子育て世帯型との**同一年度での併用はできません。**
  - ・昭和56年5月以前に建てられた木造住宅については、耐震アドバイザー派遣制度の利用が必要です。
- 問い合わせ 高齢者支援課 ☎097-582-1111（内線2111）



## 三世帯同居世帯と子育て世帯のリフォームを支援します

| 三世帯同居支援型  | 子育て世帯型  |
|---|---|
| 三世帯が暮らしやすくするためのリフォームや増築を支援します。                            | 子育て世帯が居住する住宅のリフォームや増築を支援します。  |
| <b>世帯要件</b> 18歳未満の子どもを含む三世帯同居（予定を含む）世帯<br>※所得要件はありません。    | <b>世帯要件</b> ・18歳未満の子どもがいる世帯<br>・世帯員全員の前年の所得総額が600万円未満   |
| <b>対象工事</b> ・キッチンをもうひとつ増やす<br>・浴室やトイレを増築する<br>・玄関を2つにする 等 | <b>対象工事</b> ・子ども部屋の増築<br>・子ども部屋のための間取り変更<br>・子ども部屋の内装改修 等                                     |
| <b>補助額</b> 補助対象工事費の50%（最高75万円）                            | <b>補助額</b> 補助対象工事費の20%（最高30万円）（30万円未満の工事は補助対象外）<br>※施工者が由布市内の事業所・事業者の場合は、補助率30%（最高45万円）となります。 |

- 受付期間 7月1日(水)～8月31日(月)  
※予算がなくなり次第、受付終了とします。
- 注意事項
  - ・申請希望の方は**工事着工前に必ず事前相談**ください。
  - ・三世帯同居支援型と子育て世帯型は**同一年度で両方の申請はできません。**
  - ・子育て世帯型を利用する場合、昭和56年5月以前に建てられた木造住宅については、耐震アドバイザー派遣制度の利用が必要となります。
- 問い合わせ 子育て支援課 ☎097-582-1262







4月30日、ひだまり荘（庄内町）の狩生博文さんが本庁舎を訪れ、電解水を生成する装置15台を由布市に寄贈しました。この装置は、除菌やウイルス対策に効果がある電解水を、食塩と水道水から生成することができます。狩生さんは「皆さんがいろいろなことで困っているなか、少しでも自分にできる支援をしたいと考えていた。市内の幼稚園、小中学校で使用してほしい」と話しました。



**寄贈**  
除菌・ウイルス対策をもっと身近に

5月11日、有限会社スギショー代表取締役の杉田康さんが本庁舎を訪れ、小石副市長に不織布マスク2,000枚を手渡しました。小石副市長は「市でも入荷未定で困っていたので大変ありがたい」と感謝を伝えました。杉田さんは、この日から学校が再開したことも



もあり、「できれば学校現場で使ってほしい」と要望を伝え、市ではその要望も踏まえて有効に活用していくこととしています。

**寄贈**  
マスク寄贈で地域貢献

5月20日、庄内町に店舗がある、暮らしの衣料みやざきの宮崎芳郎さんが本庁舎を訪れ、マスク600枚を寄贈しました。このマスクは取引先である広島県のメーカーが製作をしており、夏用マスクでごわつきが少なくさらさらとした肌触りが特徴で、洗って繰り返し使えます。宮崎さんは「庄内町は幼い頃から慣れ親しんだ場所で、由布市に対して何かできることはないか考えていた。妊婦さんは不安だと思うので、少しでもお役に立てればうれしい」と話しました。



**寄贈**  
妊婦さんにも安心してほしい

湯布院町の塚原地区公民館の横に新しいトイレが建設されました。現在、塚原地区公民館は地域の防災拠点となっており、台風や大雨・地震など災害時に避難所として使用されています。しかし、当公民館には男女兼用の狭いトイレしかなく、身障者やお年寄りなど車椅子利用者が使用できるトイレがありませんでした。そのため、今回、防衛省の再編関連訓練移転等交付金事業を活用し、木造平屋建て、延べ床面積約16平方メートルの新しいトイレが建築されました。



**完成**  
塚原地区公民館横に新しいトイレが完成しました

4月30日、庄内厚生館の伊藤大海理事長と伊藤秀海本部長、工藤麻美理事が本庁舎を訪れ、相馬市長に独自の雇用対策の取り組みを報告しました。同法人は、新型コロナウイルスの影響により失業した方の生活を守るために、パート・臨時職員の募集を開始。処遇等は、個別の事情に柔軟に対応していくとのこと。伊藤理事長は「法人の設立当初の“奉仕”という原点に帰り、私たちにできることを進めていきたい」と話しました。



**地域**  
地域住民の生活を守るために

5月14日、豊の国ゆふいん源流太鼓の長谷川義さんが本庁舎を訪れ、マスク1,000枚を寄贈しました。今回寄贈したマスクは、ゆふいん源流太鼓と10年以上前から交流があるという台湾太鼓協会が送ってくれたものです。長谷川さんは「台湾太鼓協会とはお互い困った時に助けあっていて、台湾も新型コロナウイルスの影響で大変な状況であると思うが、マスクを送ってくれた。由布市の子どもたちのために使ってほしい」と話しました。



**寄贈**  
太鼓の絆で乗りきろう

## 中山間地域等直接支払制度「第5期対策」が始まります

●中山間地域等直接支払制度とは  
農業生産条件の不利な中山間地域等において、集落等を単位に、農用地を維持・管理していくための取り決め（協定）を締結し、それに伴って農業生産活動等を行う場合、面積に応じて一定額を交付する制度です。制度は平成12年度から5年単位で実施され、令和2年度から令和6年度までが第5期対策です。

1 対象地域 ・地域振興立法（9法）で指定された地域  
※第5期対策から棚田地域振興法で指定された地域も追加となります  
・上記以外で都道府県知事が特に定めた基準を満たす地域

2 対象農用地および単価 対象地域内の農振農用地区域内で、一定の傾斜・面積要件を満たす農用地

| 地目 | 区分           | 交付単価       |
|----|--------------|------------|
| 田  | 急傾斜（1/20以上）  | 21,000/10a |
|    | 緩傾斜（1/100以上） | 8,000/10a  |
| 畑  | 急傾斜（15度以上）   | 11,500/10a |
|    | 緩傾斜（8度以上）    | 3,500/10a  |

| 地目    | 区分         | 交付単価       |
|-------|------------|------------|
| 草地    | 急傾斜（15度以上） | 10,500/10a |
|       | 緩傾斜（8度以上）  | 3,000/10a  |
| 採草放牧地 | 急傾斜（15度以上） | 1,000/10a  |
|       | 緩傾斜（8度以上）  | 300/10a    |

※ここでいう「田」とは、たん水するための畦畔およびかんがい機能（自然にかんがいを有するものを含む）を有しており、畦畔の維持、法面管理、草刈り、耕起、堆肥の散布等により作物の栽培が可能な状態に保たれているものをいいます。

3 活動内容  
協定に定める活動内容が、①の「農業生産活動を継続するための活動」のみの場合は交付単価の8割、①に加えて②の「体制整備のための前向きな活動」を行う場合は交付単価の10割が交付されます。

①農業生産活動を継続するための活動：基礎単価（田：21,000円×0.8=16,800円）  
・農業生産活動等例：耕作放棄の発生防止活動、水路・農道等の管理活動（泥上げ、草刈り等）  
・多面的機能を増進する活動例：周辺林地の管理、景観作物の作付、体験農園、魚類等の保護等

②体制整備のための前向きな活動：体制整備単価（田：①の活動+②「集落戦略の作成」=21,000円）  
集落戦略を作成すると、体制整備単価が適用されます（中間年の令和4年度までに作成する必要があります）。  
※集落戦略とは、協定農用地の将来像並びに、協定農用地を含む集落全体の将来像、課題、対策について、協定参加者で話し合いを行いながら作成していただく集落全体の指針のことをいいます。

※第4期対策までのA～C要件は廃止となりました。  
③加算措置（「①もしくは②」+加算分）

4 交付金の使途  
交付金は協定参加者の話し合いにより、地域の実情に応じた幅広い使途に活用できます。（使途は、あらかじめ協定に定めておく必要があります）  
※第5期対策から、農業生産活動等の継続ができなくなった場合（病気・高齢や自然災害などのやむを得ない場合は返還不要）の遡及返還における対象農用地が、「協定農用地全体」から「当該農用地」に見直しとなっています。

その他、詳細な条件等がございますので、ご質問、ご不明な点があれば下記までお問い合わせください。

●問い合わせ 農政課企画振興係 ☎097-583-1293

## 湯布院および挾間都市計画区域マスタープラン見直しに関する地元説明会の開催について

湯布院および挾間都市計画区域マスタープランについては、前回の改訂からおおよそ10年が経過し、多くの人々が安心・安全で快適に暮らせるコンパクト・プラス・ネットワーク型の都市構造への転換が必要となっています。現在、都市計画マスタープランの見直しに着手しており、地域の皆さまに説明する機会を設けました。事前申し込みは不要ですが、新型コロナウイルスの影響により中止となる場合がありますのでご了承ください。多くの方の参加をお待ちしています。なお、詳細については2次元コードからご確認ください。

<挾間地域>  
・開催日 7月17日(金)午後7時から  
・場所 はさま未来館 中研修室

内容については、どちらの地域も次のとおりです。  
・都市計画区域マスタープランの改訂について  
→土地利用の規制および誘導、空き家の活用等の方針  
→道路および公園等の整備の方針 他

●問い合わせ  
大分県土木建築部  
都市計画課都市計画班  
☎097-506-4659





## 令和2・3年度の後期高齢者医療保険料率が決まりました

### ●大分県における令和2・3年度の保険料率

|       | 平成30・令和元年度 | 令和2・3年度 | 比較   |
|-------|------------|---------|------|
| 均等割額  | 47,000円    | 47,000円 | 据え置き |
| 所得割率  | 9.06%      | 9.06%   | 据え置き |
| 賦課限度額 | 62万円       | 64万円    | +2万円 |

### ●保険料率について

後期高齢者医療の保険料率については2年ごとに見直しを行っています。  
令和2・3年度の保険料率は、平成30・令和元年度の料率のまま据え置きとなりました。

### ●保険料軽減措置について

低所得者対策として、令和2年度から保険料軽減対象が拡大されました。

- ①均等割額5割軽減について、所得基準額が引き上げられました。  
 (従前) 基準額：33万円+28万円×世帯の被保険者数  
 ↓  
 (改正) 基準額：33万円+28.5万円×世帯の被保険者数
- ②均等割額2割軽減について、所得基準額が引き上げられました。  
 (従前) 基準額：33万円+51万円×世帯の被保険者数  
 ↓  
 (改正) 基準額：33万円+52万円×世帯の被保険者数

### ●保険料の計算方法(令和2・3年度) ※所得等の条件により軽減措置があります。

被保険者である高齢者1人ひとりが後期高齢者医療保険料を負担します。負担していただく保険料額は、被保険者全員が等しく負担する①均等割額と、所得に応じて負担する②所得割額を合計して個人単位で計算されます。

$$\text{年間保険料 上限64万円} = \text{① 均等割額 47,000円} + \text{② 所得割額 ※前年所得} \times 9.06\%$$

※前年所得とは、前年の総所得金額等から基礎控除額(33万円)を差し引いた金額となります。

※上記の保険料率(均等割額・所得割率)に関する条例案は、令和2年2月13日開会の「令和2年第1回大分県後期高齢者医療広域連合議会定例会」において、可決されました。

●問い合わせ 保険課 ☎097-582-1121

## 休日当番医

### ■内科・外科医

- 6 / 21 (湯) 足立クリニック **0977-28-2226**
- 6 / 28 (挾) 川崎内科 **097-583-5211**
- 7 / 5 (湯) 日野病院 **0977-84-2181**
- 7 / 12 (挾) さとう消化器・大腸肛門クリニック **097-583-8050**

### ■歯科医

- 7 / 12 (湯) 吉村歯科医院 **0977-84-2077**

### ちびっこ広場 (9:30~11:30 挾間健康センター)

6月19日・26日、7月3日・10日  
毎月第1金曜日は母子保健推進員と遊ぼう♪誕生日会も行います!

新型コロナウイルス感染症の状況により、変更する場合がありますので、随時お問い合わせください。

●問い合わせ 健康増進課 ☎097-582-1120

## 健康カレンダー

### ■挾間

- 6/24(水) 1歳6ヵ月児健診 挾間健康センター 13:15~13:45受付
- 7/1(水) 1歳6ヵ月児健診 挾間健康センター 13:15~13:45受付
- 7/2(木) 3歳児健診 挾間健康センター 13:15~13:45受付
- 7/8(水) 3歳児健診 挾間健康センター 13:15~13:45受付
- 7/15(水) 1歳6ヵ月児健診 挾間健康センター 13:15~13:45受付

### ■庄内

- 7/17(金) 乳幼児健診 庄内保健センター 13:15~13:45受付

### ■湯布院

- 6/25(木) 3歳児健診 湯布院健康温泉館 13:00~13:15受付
- 7/9(木) 1歳6ヵ月児健診 湯布院健康温泉館 13:00~13:15受付
- 7/16(木) 3歳児健診 湯布院健康温泉館 13:00~13:15受付

## 令和2年度 特定健康診査(健康診査) 受診券をお送りします!

※新型コロナウイルス感染拡大防止のため、必ず事前に予約をして受診してください。

|                          | 40歳未満の方   | 40歳~74歳で<br>由布市国保にご加入の方  | 75歳以上の方   |
|--------------------------|---|--|---|
| 特定健康診査<br>(健康診査)<br>受診場所 | ①集団健診(地区の健診)                                      | ①集団健診(地区の健診)<br>②指定医療機関  | ①集団健診(地区の健診)<br>②指定医療機関   |
| 料金                       | ・健康診査 1,000円<br>・胸部レントゲン 2,060円<br>(夜間・休日 2,270円) | ・健康診査 無料<br>・胸部レントゲン 無料  | ・健康診査 無料<br>・胸部レントゲン 無料   |
| 必要な物                     | 由布市民ということが<br>証明できる物<br>(運転免許証など)<br>・マスク         | ・被保険者証(保険証)<br>・特定健康診査受診券<br>(A4サイズレモン色)<br>※受診券は6月10日にお送りしています。<br>・マスク | ・被保険者証(保険証)<br>・健康診査受診券<br>(青色のハガキ)<br>※受診券は5月末にお送りしています。<br>・マスク |
| 健診の予約先<br>※要予約           | 由布市健診予約専用ダイヤル<br>☎097-529-7332                    | ①集団健診(地区の健診) → 由布市健診予約専用ダイヤル ☎097-529-7332<br>②指定医療機関での健診 → 各医療機関に直接予約   |   |
| その他健診に関する<br>問い合わせ先      | 健康増進課<br>☎097-582-1120                            | 保険課<br>☎097-582-1121   | 大分県後期高齢者医療広域連合<br>☎097-534-1771<br>または保険課☎097-582-1121            |

※40歳以上の方の胸部レントゲン検査が無料で受けられるのは集団健診(地区の健診)または由布市内の医療機関のみです。

ご希望の医療機関が指定医療機関かどうかは、直接医療機関にお問い合わせいただくか、保険課までご連絡ください。

## 集団健診(地区の健診)が変わりました!

4月の自治文配でお配りした「由布市健康おたすけハンドブック」から受診方法・日程・健診会場を変更しています。

### ●日時・場所

| 地区        | 月 日         | 受付時間                      | 会 場                  |
|-----------|-------------|---------------------------|----------------------|
| 挾間        | 7月9日(水)     | 9:00~11:00                | はさま未来館<br>健康センター     |
|           |             | 13:00~15:00               |                      |
|           | 7月22日(水)    | 9:00~11:00                |                      |
|           |             | 13:00~15:00               |                      |
|           | 7月26日(日)    | 9:00~11:00<br>13:00~15:00 |                      |
| 8月17日(月)  | 13:00~15:00 |                           |                      |
|           | 16:45~18:30 |                           |                      |
|           | 11月12日(水)   | 9:00~11:00<br>13:00~15:00 |                      |
| 庄内        | 7月10日(金)    | 9:00~11:00                | 庄内保健センター             |
|           |             | 13:00~15:00               |                      |
|           | 8月24日(月)    | 9:00~11:00<br>13:00~14:00 |                      |
| 11月13日(金) | 9:00~11:00  |                           |                      |
| 湯布院       | 7月14日(火)    | 9:00~11:00                | 福祉センター<br>(健康温泉館となり) |
|           |             | 13:00~15:00               |                      |
|           | 8月22日(土)    | 9:00~11:00                |                      |
|           |             | 13:00~14:00               |                      |
| 11月10日(火) | 9:00~11:00  |                           |                      |

●問い合わせ 保険課 ☎097-582-1121

## 完全予約制になりました

### ◀予約開始日▶

6月22日(月)

### ◀受付時間▶

平日 午前8時30分~午後5時

### ◀予約先▶

由布市健診予約専用ダイヤル  
☎097-529-7332

※専用ダイヤルでのみ予約受付します。必ず上記の番号におかけください。

※予約された方には健診の1~2週間ほど前に「受付ハガキ」を送付します。

予定している健診が変更になる場合は、市報、由布市公式ホームページ等でお知らせします。



～新型コロナ予防で外出自粛を頑張っている皆さんへ～

『ラヂオ de お茶の間サロン』  
放送のお知らせ♪



新型コロナウイルス感染症予防のため、お茶の間サロンなど高齢者の活動の場が開催を自粛・縮小しており、運動や交流の機会が減少しています。そのような中、感染拡大防止のために頑張っている皆さんが、おうちでも“介護予防”に取り組めるようにラヂオで情報発信します！

■放送日時：月～金曜日の午後2時35分から（約3分間）

■放送局：ゆふいんラヂオ局（FM 87.4MHz）

※防災ラヂオで聴けます！

●問い合わせ  
高齢者支援課 ☎097-529-7349

市民健康  
ウォーキング

「飯田高原タデハラ湿原ウォーク」



■開催日時 7月12日(日) 午前9時  
■集合場所 やまなみハイウェイ  
長者原料金所跡コスモス荘前駐車場

●申込先・問い合わせ  
「ゆふウォーキングクラブ」事務局 浦松  
☎090-3798-1214



※新型コロナウイルス感染症の状況により変更（中止）する場合があります。

乳児健診受診券の対象月齢変更について

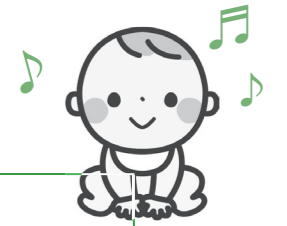
妊婦健診受診券と一緒にお渡ししています、乳児健康診査受診券の対象月齢変更についてお知らせします。令和2年4月1日から対象月齢を次のように変更しました。

以前の受診券をお持ちの方については、下記窓口で新しい受診券との交換をお願いします。ご不明な点がありましたら、下記窓口までお気軽にお問い合わせください。

◆これまでの受診券の時期：3～8カ月・9～11カ月



◆変更後の受診券の時期：3～6カ月・7～11カ月



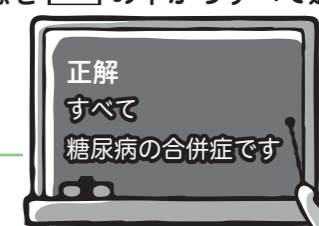
<交換の窓口・問い合わせ先>

- 健康増進課 ☎097-582-1120
- 挾間健康センター ☎097-583-1111 (内線3620)
- 湯布院健康センター ☎0977-84-3111 (内線5204)

糖尿病重症化  
予防コラム③

問題 糖尿病の合併症といわれる疾患を□の中からすべて選んでください。

- 急性感染症 網膜症 腎不全 神経障害  
脳梗塞 心筋梗塞 壊疽(えそ) 歯周病  
骨粗しょう症 皮膚感染症 認知症



▶体のだるさ、それ、糖尿病かもしれません

糖尿病は、何年にもわたり症状が現れないか、あってもごく軽い症状であることが多い病気です。しかし、血糖値が高い状態が続くと徐々に血管が障害を受けるため、臓器や神経に影響が出て、さまざまな合併症が引き起こされます。口渇・多飲・多尿の他にも、疲れやすさ・視力低下・足のしびれ感・発汗異常・便秘・下痢といった症状が出ることもあります。

また、糖尿病でない人と比べると、狭心症・心筋梗塞・脳梗塞・認知症などのリスクは2～4倍高くなります。重症化すると、ライフスタイルや経済面を圧迫しかねません。

しかし、糖尿病や糖尿病合併症になっても、適切な療養生活を送ることで、健康な時と変わらない生活を送ることもできます。そのためにも、健康なうちからご自身の体のことを知っておくことが大切です。毎年健診を受けて、自分の糖尿病リスクを知りましょう。 →今年度の健診について知りたい方は12ページへ！

●問い合わせ 保険課 ☎097-582-1121



おはなし会

●挾間図書館（毎月第3水曜日）  
7月15日(水)  
午後2時30分から

※6月のおはなし会は中止となりました

●庄内図書館（毎月第1日曜日）  
※7月・8月のおはなし会は中止となりました

●湯布院図書館（毎月第2木曜日）  
7月9日(木)  
午前10時30分から

6月のテーマ・企画展示

●挾間図書館

※6月の展示は中止となりました

●庄内図書館

一般「紫陽花(あじさい)」「児童「なにそぼろ?」

●湯布院図書館

一般・児童「雨の本」特別展示「山田悠介」

●当面の間、開館時間は次のとおりとなります  
開館時間：火～日 午前10時～午後4時

●ご利用者の皆さまへ

引き続き、皆さんには図書館内へ入る際の手指の消毒とマスクの着用をお願いします。

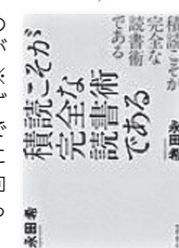
また、入館時の滞在時間は30分以内をお願いします。

まだまだご不便をおかけすると思いますが、今後とも由布市立図書館をよろしくお祈りします。



湯布院図書館

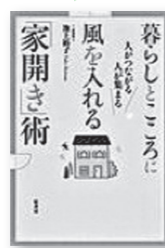
なんとなくしろめたい行為と思われがちな積読(つんどく※買った本をすぐ読まずに置いておくこと)ですが、実は今の時代に非常に合った本の向き合い方であると語られています。



『積読こそが完全な読書術である』  
永田 希 著 一般 019.1/ナ

庄内図書館

家で過ごすことが多くなりました。趣味などで人と交流すれば、人生がより充実します。無理なくほどよい交流を築く「家開き」の極意を、具体的にベテラン女性建築家が提案しています。



『暮らしとここに風を入れる「家開き」術』  
池上 裕子 著 一般 365.3/イ

挾間図書館

1年生のちりかは学校に行きたくありません。なぜかという後ろの席が、まるでライオンみたいなずきくんだからです。そんなずきくんがいやでたまらないちりかでしたが、ある時...



『しらゆきちりか ちっちゃいな』  
薫 くみこ 作 低学年 913/シ

PICK UP!

今月のおすすめ

新着図書一覧 ～新着図書の一部を紹介します～

| 分類            | 書名                       | 分類            | 書名                            |
|---------------|--------------------------|---------------|-------------------------------|
| 一般 367.1 コ    | 戦う姫、働く少女                 | 郷土 H 518 マ    | マンホール大百科 西日本編                 |
| 一般 718 フ      | 京都・奈良のお寺で仏像に会いましょう       | 健康 S498.3 オ   | 意識低い系ヨガのすすめ 大日野 カルコ           |
| 一般 837.8 カ    | ネイティブの“こども英語”で通じる英会話     | 健康 S498.6 キ   | 新型コロナウイルス -正しく怖がるにはどうすればいいのか- |
| 一般 913.6 イ    | 木になった垂沙 今村 夏子            | くらし 645.9 ス   | チンチラ、飼いはじめました! 鈴木 理恵          |
| 一般 913.6 コ    | 暴虎の牙 袖月 裕子               | 子育て 916 コ     | 2人目、どうする? 小林 裕美子              |
| 文庫本 B913.6 サ  | 赤い雨 -新・吉原裏同心抄 2- 佐伯 泰英   | 絵本 E ネ        | ネコのきらら にじのうちゅうへ 曾田 文子         |
| 趣味娯楽 P778.2 オ | 映画と演劇ポスターデザインワークの50年     | 絵本 E パ        | ばばんがパン! 柴田 ケイコ                |
| 湾曲 159.4 エ    | 要領がよくないと思込んでいる人のための仕事術図鑑 | 児童 519 フ      | 目で見るSDGs時代の環境問題               |
| ヤング Y933.7 エ  | 月のケーキ ジョーン・エイキン          | 児童 913 ア      | いえででんしゃ、しゅっぱつしんこう! あさの あつこ    |
| 一般 498.5 サ    | 無塩の養生食 境野 米子             | 一般 626 タ      | 育ちすぎたタケノコでメンマを作ってみた。          |
| 一般 619 オ      | だれでも起業できる農産加工実践ガイド       | 文庫本 B 933.7 ゲ | もし今夜ぼくが死んだら、アリソン・ゲイリン         |
| 一般 914.6 ヒ    | 絆創膏日記 東田 直樹              | 健康 493.1 サ    | しくじらない飲み方 -酒に逃げずに生きるには-       |

由布市立図書館 (挾間図書館) ☎879-5506 由布市挾間町挾間104番地1 (はさま未来館2階・3階) ☎097-586-3150

庄内図書館 ☎879-5413 由布市庄内町大龍1400番地 (庄内公民館内) ☎097-582-0214

湯布院図書館 ☎879-5102 由布市湯布院町川上3758-1 (湯布院公民館2階) ☎0977-84-2604

☐http://www.city.yufu.oita.jp/library/ ☒h\_tosho@city.yufu.lg.jp

開館時間<3館共通>

火～金：午前10時～午後6時  
土・日：午前10時～午後5時  
※通常の時間に戻りましたら、上記時間となります。

休館日<3館共通>

毎週月曜日・毎月最終火曜日・祝日・年末年始

6月のカレンダー 休館日 □

| 日  | 月  | 火  | 水  | 木  | 金  | 土  |
|----|----|----|----|----|----|----|
|    | 1  | 2  | 3  | 4  | 5  | 6  |
| 7  | 8  | 9  | 10 | 11 | 12 | 13 |
| 14 | 15 | 16 | 17 | 18 | 19 | 20 |
| 21 | 22 | 23 | 24 | 25 | 26 | 27 |
| 28 | 29 | 30 |    |    |    |    |

7月の休館日 6日(月)・13日(月)・20日(月)・23日(水)・24日(木)・27日(日)・28日(火)



募集

由布市少年少女発明クラブ員の追加募集と活動期間の変更のお知らせ

市内の小学校4年生から中学校2年生までを対象に、科学的な興味関心を探求する場を提供します。自ら率先して楽しみながら、自由に製作や加工に取り組むことで、モノを作る喜びを体験することを目的として活動します。

- 活動期間 8月～令和3年2月(開校式を8月22日に延期しました)
※活動スケジュールはお問い合わせください。
●活動回数 月1回程度
●活動日時 日曜日の午前9時～正午
●会費 3,000円(年額)
●活動場所 庄内公民館
●追加募集人数 10人
●申込期限 7月末まで
【申込先・問】 由布市少年少女発明クラブ事務局(社会教育課内)
☎097-582-1203

住民基本台帳ネットワーク停止のお知らせ

住民基本台帳ネットワークシステムの設定作業に伴いネットワークを停止します。これにより、終日すべての窓口で次の業務を行うことができません。皆さまにはご迷惑をおかけしますが、ご理解とご協力をよろしくお願いします。

うつくしフォトコンテスト2020写真大募集

「おおいとうつくし作戦」の一環として、地域の環境美化や地球温暖化対策につながる活動である緑のカーテンや花いっぱい運動、キャンドルナイトを実施してみませんか。必要事項を記入した応募用紙と写真を郵送またはメールで11月5日(木)までにご応募ください。おおいとうつくしFacebookからも簡単に応募できます。入賞者には、商品券等の副賞を進呈します。応募要領などの詳細は、「大分県うつくしフォトコンテスト」で検索し、県庁ホームページをご覧になるか、お問い合わせください。

【申込先・問】 大分県生活環境部 うつくし作戦推進課
☎097-506-3123
FAX 097-506-1749
✉a13060@pref.aita.lg.jp
【うつくしフォトコンテスト(緑のカーテン)用のアサガオの種を配布します】
由布市では、各庁舎(地域振興課)の窓口で緑のカーテンフォトコンテスト(緑のカーテン)用のアサガオの種を配布しています。

けしますが、ご理解とご協力をよろしくお願いします。

- 停止日 6月22日(月)
●停止する業務 マイナンバーカードの交付、マイナンバーカードまたは住民基本台帳カードの券面記載事項の変更および暗証番号の変更、マイナンバーカードまたは住民基本台帳カードによる特例転入および特例転出、在留期間更新に伴うマイナンバーカードの有効期間の変更、電子証明書関係業務全般、住民票の広域交付
【問】市民課
☎097-582-1111
(内線1143・1142)

竹の活用や竹林の管理、たけのこ生産について学びませんか?

【たけのこ生産竹林学校受講生募集】
地域の荒廃した竹林を再生し、たけのこの生産など有効に活用したいと考えている方を募集します。
●募集人員 40人
(定員に達した場合は、選考します)
●研修内容 たけのこ生産・竹林管理の知識や技術、たけのこ生産先進地の視察、たけのこの生産・流通および竹林の持続管理
●研修場所 大分県日出町、福岡県八女市立花町等
●研修日 9月下旬、10月中旬、2月下旬、3月下旬の計4回
※内容・場所・研修日は、講師の都合により変更される場合があります。

お知らせ

ごみの野外焼却はやめましょう

ごみの野焼き(屋外焼却)は、法律によって禁止されています。ほとんどの小型焼却炉、ドラム缶、ブロツク積、穴での焼却も野焼きとなります。ものを燃やした煙、焼け残った灰にも有害物質が含まれている可能性があります。少量の落ち葉や刈り草等の焼却や、農業等を営むためにやむを得ないものとして行われる焼却は例外として認められています。焼却をする際は、次の点に注意してください。

- ・住宅が近い場合は、近隣の迷惑にならないよう、風が強い日には焼却を控える等、近隣の方にご配慮ください。
・家庭ごみの焼却は禁止されています。少量の落ち葉や刈り草等であっても、極力燃やさず、ごみステーションへ出すようお願いします。

合や天候等により変更することがあります。研修は現地集合です。

- 募集期間 7月1日(水)～31日(金)
●申込方法 大分県中部振興局林業・木材・椎茸班に受講申込書を記入し提出してください。県庁ホームページにも、受講申込書を掲載しています。
●費用 受講料は無料ですが、研修場所までの交通費は各自負担です。材料費については、一部負担していただくこともあります。
【竹林学校通型研修受講生募集】
●募集人員 4人(伐竹作業をこれから開始、または既に実施している方)
●研修内容 生産現場で受入生産者から直接実技指導を受ける実践研修
●研修場所 優良生産者の生産現場等
●研修日 10月～3月で数回
※内容・場所・研修日は、受講生と受入生産者で協議して決めます。
※募集期間、申込方法、費用については、「たけのこ生産竹林学校」と同様
【申込先・問】 大分県中部振興局 林業・木材・椎茸班
☎097-506-5746

しいたけ栽培研修生募集

大分県では、原木しいたけ生産への就農を支援するため、習熟度に応じた2つの研修を開催します。
【①栽培基礎研修】
計4回開催する研修会(講義および簡単な実技)を通してしいたけ栽培

培の基礎を学ぶ研修
●開講日 9月6日(日)(予定)
●研修場所 農林水産研究指導センター(豊後大野市三重町)
●募集人数 40人
【②生産現場通型研修】
最大12日間、研修生在住地の近隣優良生産者の生産現場に通い、生産者から直接技術指導を受ける実践研修
●募集人数 5人
●申込方法 大分県中部振興局林業・木材・椎茸班または由布市農林整備課耕地林業係で参加申込書に記入し提出してください。

令和2年度初心者狩猟講習会のお知らせ

- 【わな猟】
●場所 大分県教育会館
●日時 7月12日(日)
【第1種銃猟および第2種銃猟】
●場所 大分県総合社会福祉会館
●日時 7月18日(土)・19日(日)
●受付 午前9時～午前10時
●受講時間 午前10時～午後4時30分
●申込期間 6月22日(月)～7月3日(金)
●講習内容 法令、鳥獣に関する知識、猟具の取扱い実技等

シリーズ 由布学①

「由布の魅力発信できる地域のリーダーとして、地域に貢献する自立した、由布のふんぷん」



由布市の小中学校では、3月3日から始まった臨時休校が5月29日に終了し、6月1日から通常の学校再開となりました。通常と異なっても、「由布市新型コロナウイルス感染症」に対応した学校再開ガイドラインに沿って、予防策を取りながらの学校生活ですので、さまざまな制約があります。

私たちから多くの大切なものや時間を奪ったかもしれません。しかしこの経験によって、私たちは身近にある価値に改めて気づかされたのではないのでしょうか。「家族で過ごす時間の大切さ」「ものを手作りすることの喜び」などなど。今回の件で、都会の若者たちが、地方に帰ることを考え始めているとの報道がありました。都会に住まなくても、リモートでどこでも繋がれることが証明されたのです。今こそ、私たちは「ふるさと由布」の素晴らしさを見つめ直し、アピールしていく必要が求められています。子どもたちと一緒に、大人も考えていく必要がありそうですね。「ふるさとに住んで都会と繋がろう!」

「由布学」についても、限られた時間の中での取り組みとなりますが、「今一番子どもたちが興味を持っていること」や「今一番子どもたちに考えてもらいたいこと」を焦点化し、取り組みの内容を再編成しています。

「由布学」についてご意見、情報提供等があれば、由布市教育委員会学校教育部(097-582-1179)まで、ご連絡をお願いします。



**国民年金** おしえて！国民年金

年金事務所での年金相談・お手続きの際は「予約相談」をご利用ください

ご予約いただくと・・・

- ①お客様のご都合にあわせて、スムーズに相談ができます！
- ②相談内容にあったスタッフが事前に準備をしたうえで、丁寧に対応します！



**予約相談の時間帯**

- 月曜日・・・午前8時30分～午後7時
- 火～金曜日・・・午前8時30分～午後5時15分
- 第2土曜日・・・午前9時30分～午後4時

※月曜日が祝日の場合は、翌日以降の開所日初日に午後7時まで予約相談を実施しています。

- 予約相談希望日の1ヵ月前から前日まで受け付けしています。
- 申し込みの際は、基礎年金番号の分かる年金手帳や年金証書をご準備ください。

☎予約受付専用電話 0570-05-4890  
 ☎大分年金事務所 097-552-1211

**窓口延長** 窓口を午後7時まで開庁している庁舎のお知らせ

住民票や税等の一部業務のみ取り扱っています。  
 本庁舎…本、挟間庁舎…挾、湯布院庁舎…湯

| 6月 | 日  | 月   | 火  | 水   | 木  | 金   | 土   |
|----|----|-----|----|-----|----|-----|-----|
|    | 1  | 湯   | 2  | 湯   | 3  | 本   | 4   |
|    | 5  | 挾   | 6  | 湯   | 7  | 湯   | 8   |
|    | 9  | 湯   | 10 | 本   | 11 | 本/挾 | 12  |
|    | 13 | 挾   | 14 | 湯   | 15 | 湯   | 16  |
|    | 17 | 本   | 18 | 本/挾 | 19 | 挾   | 20  |
|    | 21 | 湯   | 22 | 湯   | 23 | 本   | 24  |
|    | 25 | 本/挾 | 26 | 挾   | 27 |     |     |
|    | 28 | 湯   | 29 | 湯   | 30 | 湯   |     |
| 7月 | 日  | 月   | 火  | 水   | 木  | 金   | 土   |
|    |    |     |    | 1   | 本  | 2   | 本/挾 |
|    | 3  | 挾   | 4  | 湯   | 5  | 湯   | 6   |
|    | 7  | 湯   | 8  | 本   | 9  | 本/挾 | 10  |
|    | 11 | 挾   | 12 | 湯   | 13 | 湯   | 14  |
|    | 15 | 本   | 16 | 本/挾 | 17 | 挾   | 18  |
|    | 19 | 湯   | 20 | 湯   | 21 | 本   | 22  |
|    | 23 | 本   | 24 | 本   | 25 | 本   | 26  |
|    | 27 | 湯   | 28 | 湯   | 29 | 本   | 30  |
|    | 31 | 挾   |    |     |    |     |     |

※午後5時以降の税等の納付、各種申請等の受け付けはお取り扱いできません。

編集後記  
 ▶緊急事態宣言が解除されたり、楽しみにしているプロ野球の開始時期が検討されてきたりと、ほんの少しずつではありますが、収束に近づいているのかもしれない。しかし、まだまだ油断は禁物です。こまめな換気やうがい・手洗いなど、自分でできるコロナ予防に取り組みましょう。(に)  
 ▶今月の表紙の「こんな時だからこそ」という言葉は、ボランティアの会の方がおっしゃっていた言葉を引用しました。一方で、マスクを大切に受け取るおばあさんも「こんな時だからこそ」と感じているようにも見えて、心温まるお気に入りの1枚になりました(お)

**大分エコライフプラザ情報**

新型コロナウイルス感染拡大防止のため、3月21日から臨時休館していましたが、6月2日(火)から一部利用を制限して再開しました。なお、古着の引き受け・引き渡し、おもちゃの引き受けのみ再開します。館内展示エリア・体験工房等は利用できません。

☎大分エコライフプラザ 097-588-1410

**無料相談 由布市無料相談のお知らせ**

【行政相談】担当：行政相談委員  
 困ったら1人で悩まず行政相談  
 本庁舎 7月3日(金)午前9時～午前11時  
 はさま未来館 7月20日(月)午前10時～正午  
 湯布院公民館 7月15日(水)午前10時～正午  
 【不動産相談】担当：宅地建物取引士  
 土地の境界等、不動産全般に関すること(電話相談可能)  
 本庁舎 7月6日(月)午後1時～午後3時  
 【司法書士市民相談】担当：司法書士(要予約)  
 しばらくの間、本庁舎のみでの開催となり、2日前までの事前予約があった場合のみ開催します。  
 相談を希望する場合は必ず予約をするようご注意ください。

※予約の受付は本庁舎総務課です。  
 不動産登記、相続、金銭トラブル等の法律相談  
 本庁舎 7月15日(水)午後1時30分～午後4時

【行政書士市民相談】担当：行政書士(予約優先)  
 遺言相談、農地、温泉、成年後見等のお悩みごと  
 本庁舎 7月10日(金)午後1時～午後3時  
 挾間庁舎 7月17日(金)午後1時～午後3時  
 湯布院公民館 7月3日(金)午後1時～午後3時  
 ※予約なしでも、空き時間に受けられますが、予約の方が優先になります。

※予約の受付は会場ごとに行っています。本庁舎は総務課、挾間庁舎・湯布院公民館は各地域振興課へ予約をお願いします。

【公証人無料相談会】担当：公証人(要予約)  
 ※予約の受付は、大分公証人合同役場(☎097-535-0888)で行っています。公証人相談を希望の方は合同役場へお電話ください。

相続、財産管理、債務弁済、示談等の民事トラブル相談  
 本庁舎 7月6日(月)午後3時～午後5時

**税金 今月の税/料**

- 市県民税・・・1期分
  - 国民健康保険税・・・1期分
  - 介護保険料・・・1期分
  - 入湯税・・・6期分(5月分)
- 納期限 令和2年6月30日(火)

**ひとの動き** 5月31日現在( )は前月比

総人口 34,188人(-40) 男 16,393人(-10)  
 世帯数 15,695戸(-8) 女 17,795人(-30)

**農業サポーター**

**教えて！甲斐指導員**

春野菜の生育は順調でしょうか？  
 家庭菜園でもできる春野菜の今月の栽培管理とワンポイントアドバイスをします。



●ナス  
 3本仕立てが基本です。一番花のすぐ上と下から出てくる脇芽を残し、それより下の芽は取り除きます。栽培期間が長く、生育も旺盛ですから整枝剪定をこまめに行い収穫量を増やしましょう。多湿を好むため、かん水を十分行います。追肥は半月に1回を目安に施します。

●トマト  
 1本仕立てが基本です。脇芽はすべて取り除きます。最初の追肥は果実がピンポン玉の大きさになってから行い、その後は20日おきに施します。梅雨時期は特に病気になるやすいので注意が必要です。雨よけ栽培にすると病気になるにくく、糖度の高い甘い実が収穫できます。

●キュウリ  
 地上部、特に株元が多湿になると病気を誘発します。ある程度成長したら、下葉は取り除き通気をよくします。しかし、土が乾燥しすぎると身が変形したり、害虫が増えたりしますので注意してください。追肥は20日間隔で施します。親づるは150cm程度までは1本仕立てとし、そこで芯を止めます。下から5節目までの子づるは取り除きます。

●エダマメ  
 直播、苗定植のどちらでも可能です。マメ科なのでチツ素過多は厳禁です。少量の元肥で栽培します。基本、追肥は不要ですが生育状況によって施します。開花時期に水が不足しないよう心掛けます。開花後30日くらいが収穫適期です。  
 ちよっとしたテクニク  
 トマトの株元に小ネギかニラ…病気の予防  
 ナスの株元にバセリ…お互いの生育促進  
 キュウリ、スイカの株元に葉ネギ…病気の予防  
 キャベツとレタスの混植…アオムシ対策

◆問い合わせ 農政課 ☎097-582-1293

**木綿の山通信**

庄内の地に響く楽の音。見る者を圧倒する迫力の舞い。「先人より脈々と受け継がれた神々の舞」庄内神楽のご紹介です。  
 市の無形民俗文化財として指定されている庄内神楽ですが、今年度は5、6、7月の定期公演が中止となりました。  
 この機会に庄内神楽のことを更に知っていただき、地域の文化にふれてみましょう。  
 庄内神楽の神楽座は12座あり、大きく分けると「阿蘇野地区系神楽」、「庄内地区系神楽」の2流派に分けられます。

「阿蘇野地区系神楽」は2座あり、どちらも明治時代に発足されました。豊後大野市朝地町より伝わった深山流神楽の流れをくんでおり、伝統を重んじた神楽です。「庄内地区系神楽」には10座あり、こちらそれぞれ明治、昭和に発足されています。豊後大野市大野町より伝わった浅草流犬山神楽の流れをくみ、出雲神楽の長所を取り入れた娯楽性の高い神楽です。

2つの流派は、演目、楽、舞い方にも違いがあります。是非、定期公演、神楽祭りにお越しいただき、その違いをご堪能ください。  
 どの座も違った魅力、根強い人気があり、市内のみならず日本全国、海外公演もおこなっています。平成30年度にはふるさとづくり大賞団体表彰の部で総務大臣表彰を受賞し、令和元年にはラグ

ビーワールドカップ大分会場での公演等、その知名度は年々高まっています。定期公演には県外からも多くの方が見えられ、盛り上がりは留まることを知りません。「先人より脈々と受け継がれた神々の舞」。前述したような輝かしい功績は、庄内神楽の長い歴史をそれぞれの形で受け継いできたからこそです。この全国に誇る文化を継承、発展させていくのは由布市全体の役割です。未来から見た「先人」は私たち一人ひとりの由布市民です。



※今年度の定期公演、庄内神楽祭りについては方針の決定次第、市報、由布市公式ホームページに掲載予定です。

(問い合わせ) 社会教育課 ☎097-582-1203  
 庄内振興局地域振興課 ☎097-582-1113





ごとう いぶき  
後藤 維吹くん  
平成 29 年 6 月 12 日生 挾間町挾間



あづま いはみ  
我妻 矯くん  
令和元年 6 月 4 日生 湯布院町川上



あそう ちきき  
麻生 千稀くん  
令和元年 6 月 20 日生 挾間町挾間



しいば しずく  
椎葉 しずくちゃん  
平成 29 年 6 月 22 日 挾間町下市

Happy Birthday

あなたの日  
あなたの日  
あなたの日



掲載希望の保護者の方は、電話（総務課 ☎097-582-1112）またはホームページでお申し込みください。対象は3歳以下で、過去に掲載されたことがない方（先着順）。

申込締切：7月生まれ6月18日(木) / 8月生まれ7月17日(金)



市報ゆふ  
お誕生日コーナー  
申し込みフォーム



おがわ とうま  
小川 叶真くん  
令和元年 6 月 2 日 湯布院町中川

姿勢改善教室受講生募集

正しい姿勢を学んで、体の不調を取り除き、ピラティスを用いて体幹を鍛えます。楽しい先生の指導のもと、笑顔で楽しく生活するための体作りをしませんか。

●日時

7月1日(水)～9月2日(水)の全10回  
毎週水曜日 午後7時～午後8時

●場所 はさま未来館 2階和室

●受講費 2,000円

●対象 由布市内にお住まいの方  
(医師等により運動の制限を受けていない方)

●定員 20人

●申込期間 6月22日(月)  
(応募多数の場合は抽選とします)

※新型コロナウイルス感染症の状況により中止になる場合があります。

●申込先・問い合わせ

挾間公民館 ☎097-583-1118



レジ袋有料化  
2020年7月1日スタート

環境問題  
解決の  
第一歩

レジ袋削減にご協力ください

レジ袋有料化が始まります!

プラスチックは非常に便利な素材であり、形成しやすく、軽く丈夫で密閉性も高いため、あらゆる分野で私たちの生活に貢献しています。その一方で、海洋プラスチックごみや廃棄物の増加、地球温暖化などの環境問題が世界中で発生しています。

このような状況を踏まえ、7月1日から、全国でプラスチック製買い物袋（レジ袋）の有料化が行われます。レジ袋の有料化をきっかけに自身のライフスタイルを見つめ直し、エコバッグを持ち歩く等できることからプラスチックを賢く使う工夫をしてみましょう。

●問い合わせ

レジ袋有料化

お問い合わせ窓口



消費者向け

☎0570-080180



事業者向け

☎0570-000930

中学校行事に伴い、スクールバス復路便の時間を変更して運行するため、次の便は運休および変更となります。ご利用の際はお間違えないようご利用ください。

運休と変更のお知らせ

| 運休便      |        | 運休内容                                       |
|----------|--------|--|
| 8/6 (木)  | シャトルバス | 健康温泉館前 13:42 発、大病院 13:55 発、庄内庁舎 14:25 発の各便 |
|          | 湯平線    | 健康温泉館前 12:45 発の便                           |
|          | 酒野線    | 大病院 13:25 発の便                              |
| 8/21 (金) | シャトルバス | 健康温泉館前 13:42 発、大病院 13:55 発、庄内庁舎 14:25 発の各便 |
|          | 塚原線    | 由布院駅前バスセンター 12:50 発の便                      |

問い合わせ

(コミュニティバス) 総合政策課 ☎097-582-1111 (内線 1243)

(スクールバス) 教育総務課 ☎097-582-1177 (内線 1314)



| 変更便    |                                     |                       |         |
|--------|-------------------------------------|-----------------------|---------|
| 変更日    | 8/6(木)、8/21(金)                      |                       |         |
| 変更内容   | スクールバス各コースの帰り第1便の発車時刻が次のとおり変更になります。 |                       |         |
| コース名   | 始発バス停                               | 発車時刻                  |         |
|        |                                     | 変更前<br>8/6(木)、8/21(金) | 変更後     |
| 湯平コース  | 由布院駅前バスセンター                         | 16:27                 | ⇒ 12:52 |
| 塚原コース  | 湯布院中学校                              | 16:35                 | ⇒ 13:00 |
| 阿蘇野コース | 小野屋駅前                               | 16:21                 | ⇒ 13:06 |
| 大津留コース | 庄内庁舎                                | 16:27                 | ⇒ 13:12 |
| 石城コース  | 庄内庁舎                                | 16:33                 | ⇒ 12:53 |